

工事請負契約に係る

低入札価格調査基準価格および最低制限価格について

○低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定式のうち、現場管理費の算入率を次のとおり見直す。

(赤字：今回見直し部分)

・見直しの理由

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の改正による（昭和61年6月26日採択、平成28年3月18日最終改正）

(1) 予定価格算出の基礎となる次に掲げる額の合計額に、消費税相当分(100分の108)を乗じて得た額とする。

ただし、その割合が予定価格の10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

●工事（建築工事を除く）

（旧算入率）		（新しい算入率）	
①直接工事費	× 95%	①直接工事費	× 95%
②共通仮設費	× 90%	②共通仮設費	× 90%
③現場管理費	× 80%	③現場管理費	× 90%
④一般管理費等	× 55%	④一般管理費等	× 55%

●建築工事

見直しなし

(2) 特別なものについては、(1)にかかわらず、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲で定めることができる。

○平成28年5月1日以降に入札公告（通知）を行う工事から適用する。

業務委託契約に係る

低入札価格調査基準価格および最低制限価格について

○低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定方法を次のとおり見直す。

(赤字：今回見直し部分)

・見直しの理由

ダンピング受注の防止や業務成果の品質を確保し、適正価格での契約を推進するため。

「予算決算および会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について

(平成28年3月18日付け国官会第4020号 参照)

(1) 予定価格の10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあつては予定価格の3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で、予定価格算出の基礎となった表-1に掲げる額（①～④）の合計額に、消費税相当分(100分の108)を乗じて得た額とする。

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が予定価格の10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

表-1

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費 ×1.0	測量調査費 ×1.0	諸経費 ×0.4 0.45	
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費 ×1.0	直接経費 ×1.0	その他原価 ×0.9	一般管理費等 ×0.3 0.45
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費 ×1.0	特別経費 ×1.0	技術料等経費 ×0.6	諸経費 ×0.6
地質調査業務	直接調査費 ×1.0	間接調査費 ×0.9	解析等調査業務費 ×0.75 0.8	諸経費 ×0.4 0.45
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費 ×1.0	直接経費 ×1.0	その他原価 ×0.9	一般管理費等 ×0.3 0.45

(2) 特別なものについては、(1)にかかわらず、予定価格の10分の6から10分の8まで（地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲で定めることができる。

○平成28年5月1日以降に入札公告（通知）を行う工事から適用する。

低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定式について

平成28年5月1日改正

今回の改正では、算入率の一部を見直す(下線部分)こととし、その他は従来どおりとする。

1. 建設工事

【範囲】

予定価格の7/10～9/10

【計算式】

◆工事(建築工事を除く)

直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.80.9+一般管理費等×0.55

◆建築工事

(直接工事費-現場管理費相当額)×0.95+共通仮設費×0.9+(現場管理費+現場管理費相当額)×0.8+一般管理費等×0.55

※現場管理費相当額については以下のとおり。

- ・建築物の解体工事、建築工事に関連する昇降機設備工事および工事費の過半が機器設置費である建築設備工事の場合
現場管理費相当額=直接工事費×20%
- ・上記を除く建築工事、建築電気設備工事および建築機械設備工事の場合
現場管理費相当額=直接工事費×10%

○特別なものについては、上記にかかわらず予定価格の7/10～9/10の範囲で定める。

※上記にかかる電気通信工事における取り扱いは次のとおり。

(一般工事)

- ・直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額
- ・一般管理費等は機器費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額
ただし、「直接製作費」は機器費に6/10を乗じた額、「間接労務費」は機器費に1/10を乗じた額、「工場管理費」は機器費に2/10を乗じた額、機器費の「一般管理費等」は機器費に1/10を乗じた額とする。

(鉄塔・反射板工事)

- ・直接工事費は「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」の合計額
ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に6/10を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に3/10を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に1/10を乗じた額とする。

※上記に係る機械設備工事における取り扱いは次のとおり。

- ・直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額

2. 業務委託

【範囲】

予定価格の6/10～8/10（地質調査業務については2/3～8.5/10）

【計算式】

◆測量業務

直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×0.4 **0.45**

◆土木関係の建設コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.3 **0.45**

◆建築関係の建設コンサルタント業務

直接人件費×1.0+特別経費×1.0+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6

◆地質調査業務

直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.75 **0.8**+諸経費×0.4 **0.45**

◆補償関係コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.3 **0.45**

○特別なものについては、上記にかかわらず予定価格の6/10～8/10（地質調査業務については2/3～8.5/10）の範囲で定める。

3. 算定方法

- ①計算式により基準となる金額を円単位まで求める。
- ②上記で求めた基準となる金額に、係数 α ($0.995 \leq \alpha \leq 1.005$)を乗じてランダム処理する。
- ③ランダム処理された金額を千円単位に丸め(千円未満切り捨て)、消費税相当分を乗じる。

4. 適用時期

平成25年6月1日 **平成28年5月1日**以降に入札公告を行う案件から適用する。